



平成27年 5月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 京 都 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 高 崎 秀 夫
(コード番号 8369 東証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 合 企 画 部 長 床 本 敬 三
T E L (075) 361-2275

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第112期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。なお、定款第24条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げならびに「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 24 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(補欠の監査役)</p> <p>第 33 条 会社法第 329 条第 2 項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>第 34 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 24 条 <u>当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 25 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 34 条 <u>当銀行は会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(補欠の監査役)</p> <p>第 35 条 会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">② (現行どおり)</p> <p>第 36 条～第 42 条 (現行どおり)</p>